

# 第4章 子ども・若者の健康と安全

## 第1節 健康

### 1. 子どもの体格

#### (1) 幼児・児童・生徒の発育状況

平成29年度の幼稚園、小学校、中学校、高等学校における幼児、児童および生徒の身長、体重の県平均値を年齢別にみると、第4-1-1表のとおりとなっています。

第4-1-1表 年齢別・男女別身長・体重・座高の県平均値と1歳上との格差

性別	学校	学年	年齢	身長 (cm)		体重 (kg)		
				平均値	1歳上との格差	平均値	1歳上との格差	
男子	幼稚園		5歳	110.3	6.1	18.7	2.9	
		1年生	6歳	116.4	6.5	21.6	2.8	
	小学校	2年生	7歳	122.9	5.4	24.4	2.4	
		3年生	8歳	128.3	5.8	26.8	3.5	
		4年生	9歳	134.1	4.9	30.3	3.1	
		5年生	10歳	139.0	6.5	33.4	4.3	
		6年生	11歳	145.5	7.0	37.7	5.1	
	中学校	1年生	12歳	152.5	7.0	42.8	5.3	
		2年生	13歳	159.5	6.0	48.1	5.7	
		3年生	14歳	165.5	3.0	53.8	4.2	
	高等学校	1年生	15歳	168.5	2.2	58.0	2.3	
		2年生	16歳	170.7	0.4	60.3	2.5	
		3年生	17歳	171.1		62.8		
	女子	幼稚園		5歳	109.5	6.1	18.3	2.4
			1年生	6歳	115.6	6.1	20.7	2.6
小学校		2年生	7歳	121.7	5.5	23.3	2.6	
		3年生	8歳	127.2	6.0	25.9	3.7	
		4年生	9歳	133.2	6.4	29.6	3.2	
		5年生	10歳	139.6	7.1	32.8	5.6	
		6年生	11歳	146.7	4.9	38.4	4.1	
中学校		1年生	12歳	151.6	3.6	42.5	4.2	
		2年生	13歳	155.2	1.7	46.7	2.9	
		3年生	14歳	156.9	0.5	49.6	2.1	
高等学校		1年生	15歳	157.4	0.3	51.7	0.8	
		2年生	16歳	157.7	0.4	52.5	0.6	
		3年生	17歳	158.1		53.1		

(資料) 滋賀県県民生活部統計課「平成29年度学校保健統計調査結果」より

#### ア 身長

男子の各年齢間の身長差は、11歳と12歳、12歳と13歳の間が7.0cmと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.4cmと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の身長差は10歳と11歳の間が7.1cmと最も大きく、また、15歳と16歳の間が0.3cmと最も小さくなっています。

#### イ 体重

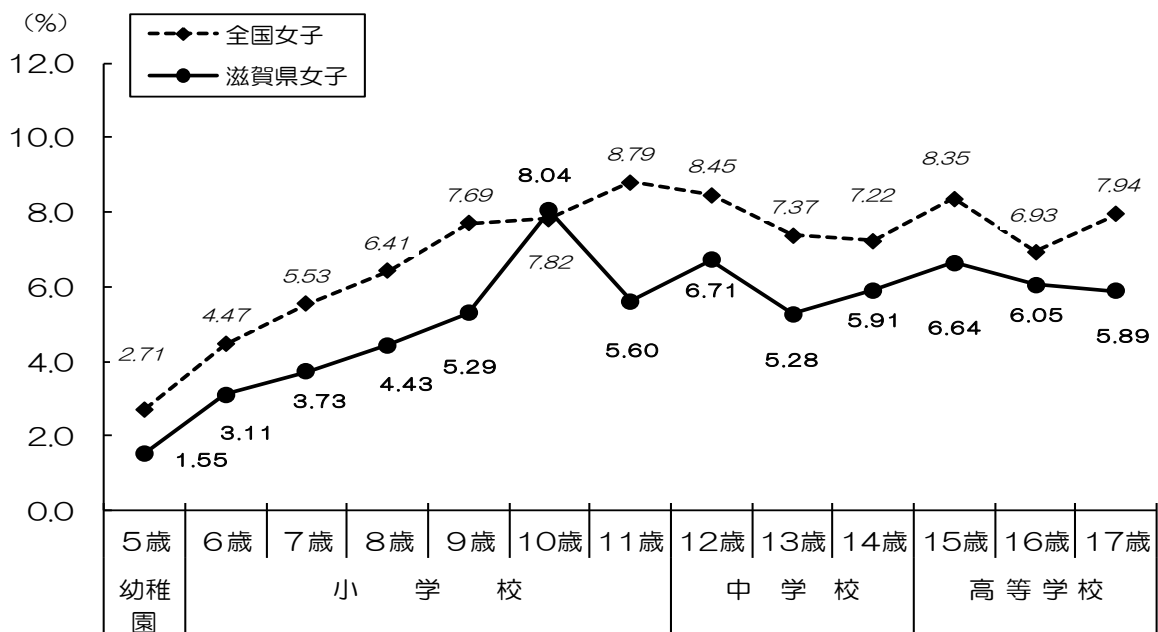
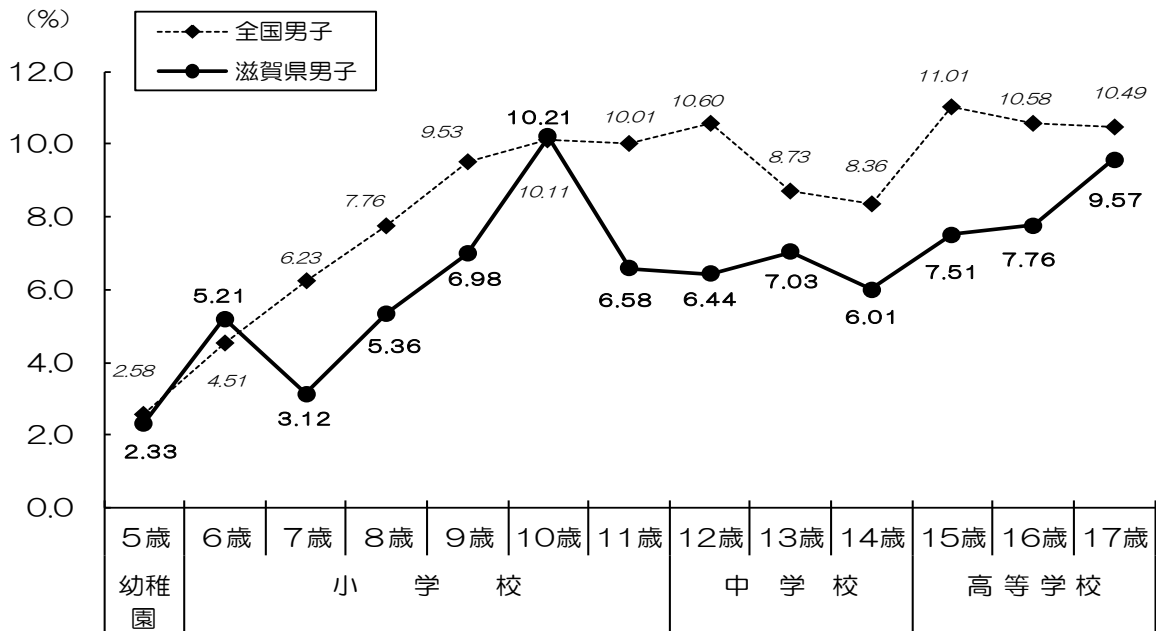
男子の各年齢間の体重差は、13歳と14歳の間が5.7kgと最も大きく、また、15歳と16歳の間が2.3kgと最も小さくなっています。

また、女子の各年齢間の体重差は10歳と11歳の間が5.6kgと最も大きく、また、16歳と17歳の間が0.6kgと最も小さくなっています。

## 2. 肥満・やせの状況

肥満傾向児の出現率を年齢別にみると、男女とも10歳が最も高く、男子では10.21%、女子では8.04%となっています。これを全国平均値と比べると、男子では6歳、10歳以外の年齢で、女子では10歳以外の年齢で、全国平均値より肥満傾向児の出現率が低くなっています。

第4-1-2図 年齢別肥満傾向児の出現率

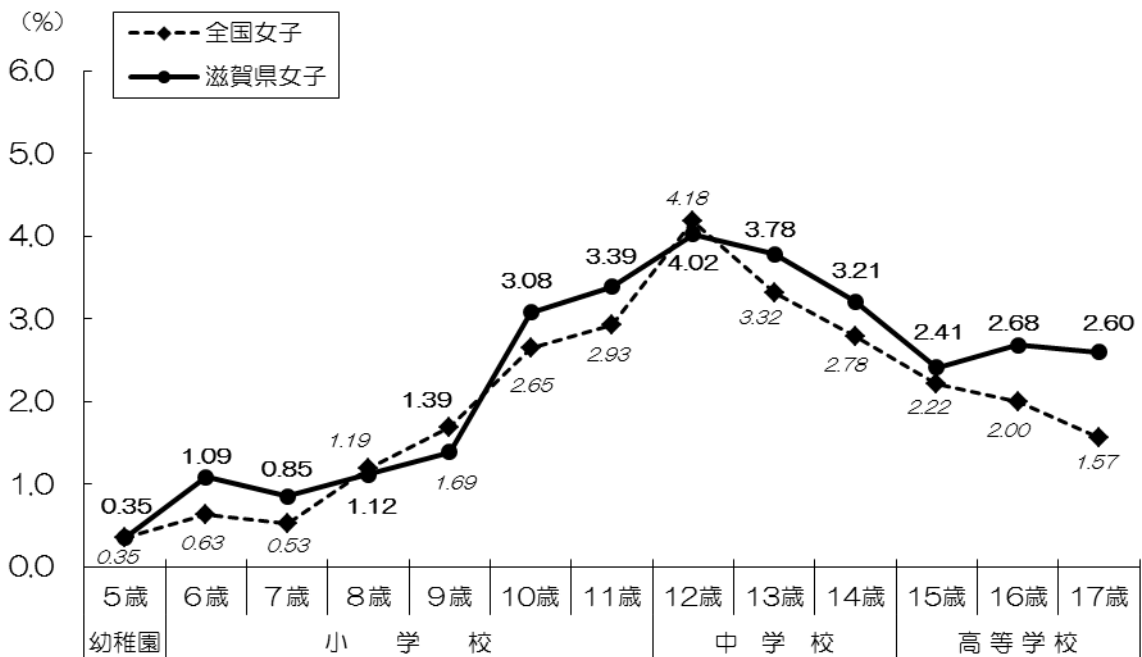
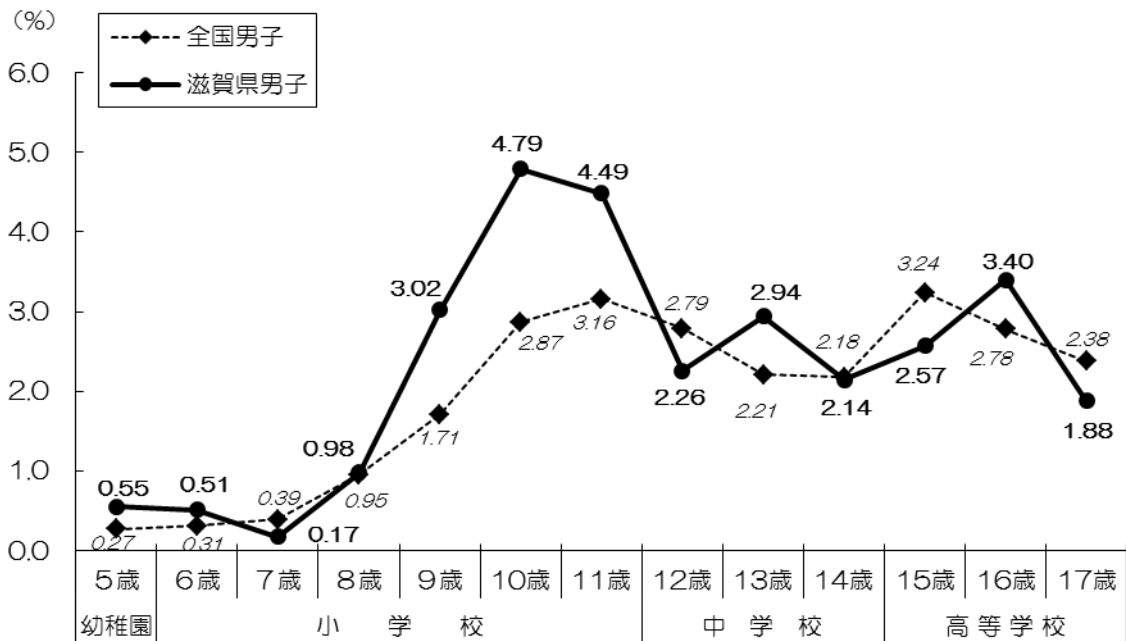


(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。  
 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

(資料) 文部科学省「平成30年度学校保健統計調査」より

瘦身傾向児の出現率を年齢別にみると、男子では10歳の4.79%が最も高く、女子では12歳の4.02%が最も高くなっています。これを全国平均値と比べると、男子では、特に9～11歳の年齢で全国平均値より瘦身傾向児の出現率が高くなっています。女子では、ほぼ全国平均値に近い瘦身傾向児の出現率になっていますが、16～17歳の年齢で全国平均値より高くなっています。思春期の過度の瘦身願望によって、将来的に健康への深刻な影響をおよぼすことが懸念されています。

第4-1-3図 年齢別瘦身傾向児の出現率

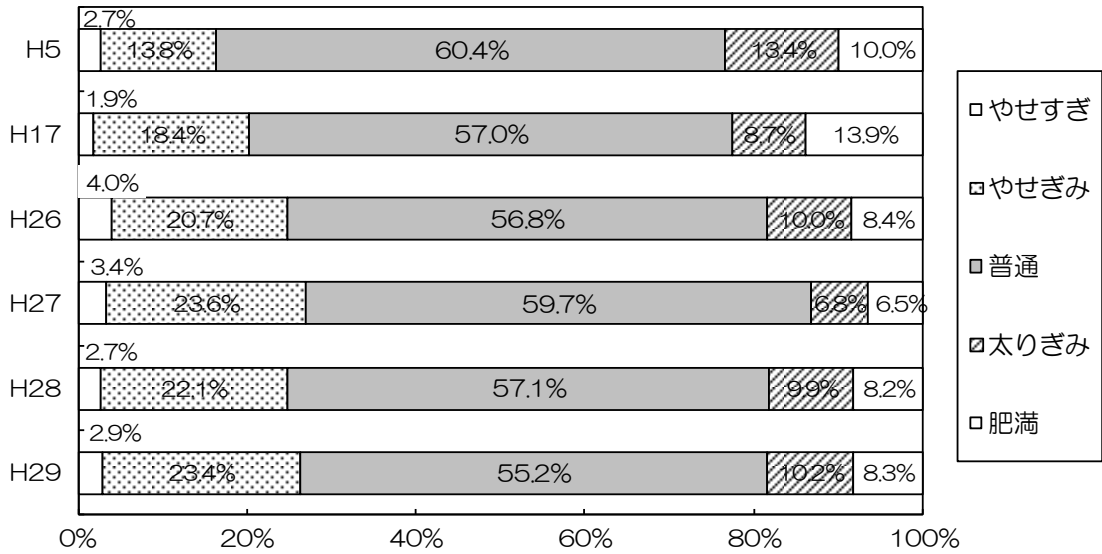


(注) 瘦身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以上の者である。  
 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

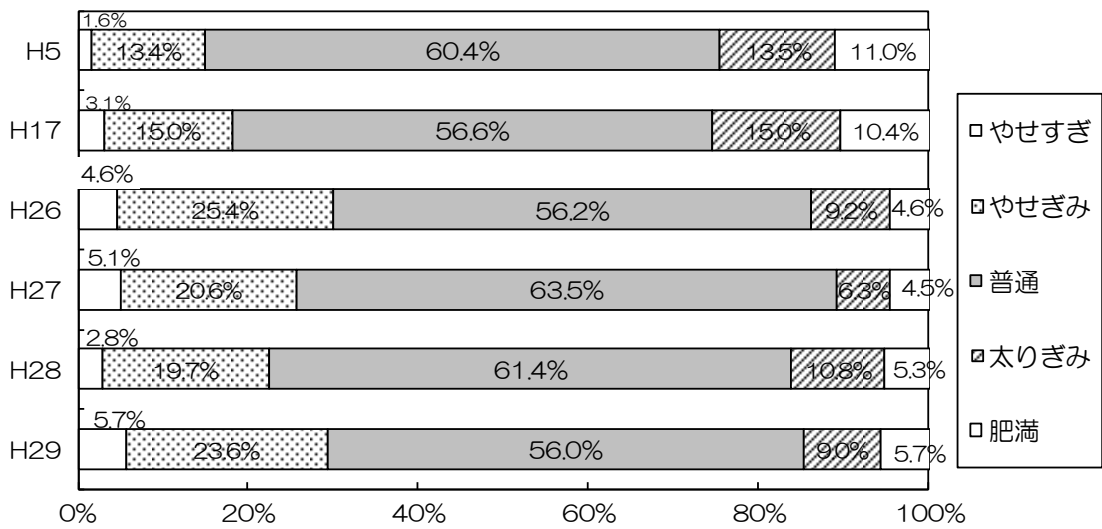
(資料) 文部科学省「平成30年度学校保健統計調査」より

第4-1-4図 体型の年次推移（6～14歳）（全国）

男子



女子



(注) 肥満度判定において、やせすぎ：-20%未満、やせぎみ：-20%以上-10%未満、普通：-10%以上10%未満、太りぎみ：10%以上20%未満、肥満：20%以上の者としている。

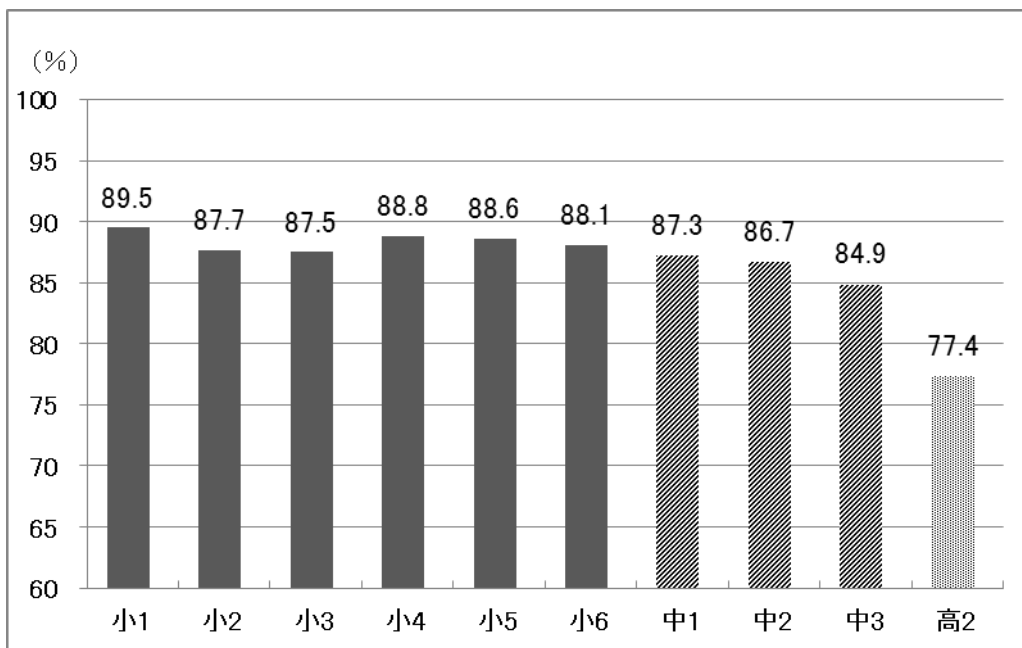
(資料) 厚生労働省「平成29年国民健康・栄養調査」より

### 3. 朝食の摂取

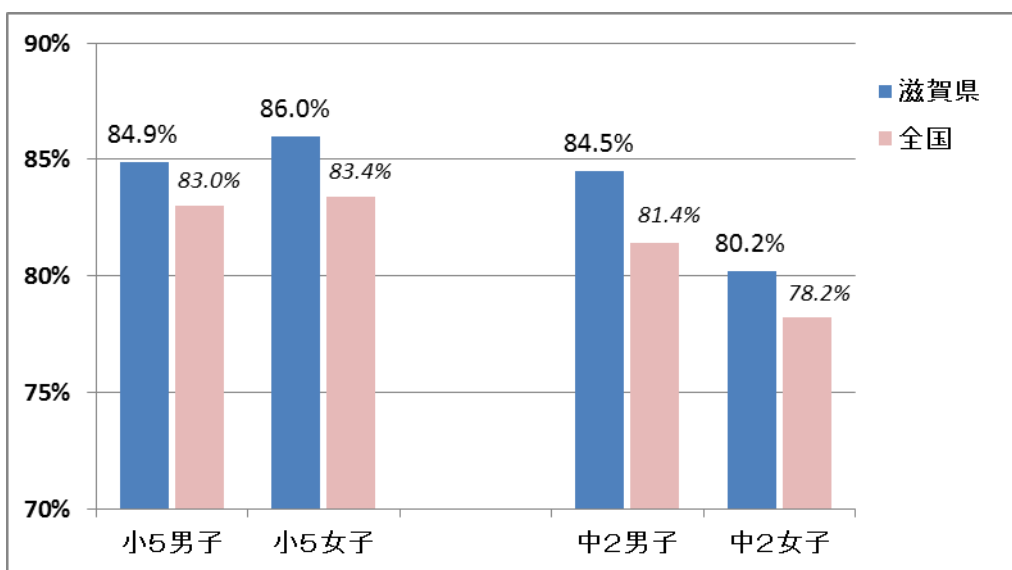
小学生、中学生および高校2年生の朝食の摂取状況（毎朝食べると回答した割合）を見ると、平成30年では小学生が87.5～89.5%、中学生が84.9～87.3%、高校2年生が77.4%となっています。

文部科学省が実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査（児童生徒質問）の集計結果によると、小学校5年生男女および中学2年生男女とも、全国平均値より高くなっています。

第4-1-5図 朝食の摂取（「毎朝食べる」と回答した割合）



（資料）滋賀県教育委員会事務局保健体育課「平成30年度児童生徒の朝食摂取状況調査」より



（資料）文部科学省「平成30年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

## 第2節 災害・事故

### 1. 交通事故

#### (1) 年齢別発生状況

平成29年中の子ども（中学生以下）の死者数は1人、傷者数は417人で、前年とくらべて死者は1人増加、傷者数は22人減少（減少率5.0%）しています。

高校生は死者数は1人、傷者数174人で、前年に比べて死者数は1人増加、傷者数は11人減少（減少率5.9%）しています。

0～24歳の年齢層では、死者数は5人で前年より2人減少（減少率28.6%）、傷者数は1,396人で111人減少（減少率7.4%）しています。

第4-2-1表 子ども・若者の交通事故(人の死傷を伴う事故)の推移

		単位(人)														
		昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
死	幼児・園児	13	5	9	4	2	4	1	1	1	2	1	0	0	0	0
	小学生	4	6	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学生	3	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1
	高校生	9	7	6	4	4	4	4	2	0	1	1	0	0	0	1
	者	0～19歳	46	38	33	30	26	25	11	13	2	4	3	2	2	2
	20～24歳	-	11	11	24	21	23	20	14	6	6	9	2	6	5	1
傷	幼児・園児	588	403	383	297	210	264	288	321	219	182	188	134	134	113	78
	小学生	483	337	441	369	332	381	363	491	409	281	296	268	237	185	190
	中学生	154	79	106	169	173	175	221	243	271	224	221	158	148	141	149
	高校生	239	340	250	299	304	347	435	380	367	312	286	236	196	185	174
	者	0～19歳	3,405	1,527	1,633	1,910	1,829	1,894	2,134	2,144	1,759	1,406	1,341	1,116	970	861
	20～24歳	-	853	743	1,129	1,374	1,861	2,119	1,901	1,326	1,166	1,161	891	762	646	602

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

(2) 状態別発生状況

子ども（中学生以下）の死傷者数は、自動車同乗中が181人（子どもの全死傷者数の43.3%）で最も多く、次いで自転車乗用中が159人（38.0%）、歩行中が76人（18.2%）となっています。

高校生の死傷者数は、自転車乗用中が108人（高校生全死傷者数の61.7%）で最も多く、次いで自動車同乗中が38人（21.7%）となっています。

第4-2-2表 子ども・若者の交通事故状態別死傷者数（平成29年）

状態別		校種	単位(人)									
			幼 児 ・ 園 児		小 学 生		中 学 生		高 校 生		合 計	
			死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者
歩 行	対 面 通 行 中						1		1		2	
	背 面 通 行 中					1	1		4	1	5	
	横 断	横 断 歩 道		1		13		10		5		29
		横 断 歩 道 付 近				3						3
		横 断 歩 道 橋 付 近										
	そ の 他		6		14		2		2		24	
	路 上 遊 戯 中		2		5						7	
	路 上 作 業 中											
	路 上 停 止 中		1		1						2	
	そ の 他		8		6		1		3		18	
小 計		18		42	1	15		15	1	90		
自 転 車 乗 用 中			5		59		95		108		267	
二 輪 車	運 転 中						1	1	9	1	10	
	同 乗 中		1						2		3	
自 動 車	運 転 中								2		2	
	同 乗 中		54		89		38		38		219	
そ の 他												
合 計			78		190	1	149	1	174	2	591	

(資料) 滋賀県警察本部交通企画課

(3) 違反別発生状況

子ども（中学生以下）の傷者数についてみると、歩行中では、飛び出しによる傷者が16人で全体の約2割を占め、うち幼児が7人（幼児の歩行中の傷者数の38.9%）となっています。

自転車乗用中では、小学生は交差点安全進行義務違反が多く11人（小学生の自転車乗用中の傷者数の18.6%）、中学生も交差点安全進行義務違反が21人（中学生の自転車乗用中の傷者数の22.1%）と多くなっています。

高校生の二輪車事故についてみると、第1当事者又は第2当事者となった事故では、安全運転義務違反が多く4人（高校生の二輪車事故の40.0%）となっています。

第4-2-3表 違反別死傷者数〔子ども（中学生以下）〕（平成29年）

単位(人・%)

違反	校種	幼児・園児		小学生		中学生		計					
		死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷		死 者	前年 対比	構成 率
									前年 対比	構成 率			
歩 行	信号無視				1		1				2	1	2.7
	左側通行						1				1	△1	1.3
	車道通行					1		1	1	100.0			
	横断歩道外横断				3						3	1	4.0
	斜め横断				1						1	△2	1.3
	駐車車両の直前直後横断											△4	
	走行車両の直前直後横断				5		2				7	△4	9.3
	幼児のひとり歩き		4								4	△4	5.3
	路上遊戯		1		3						4	2	5.3
	飛び出し		7		9						16	△6	21.3
	その他												
	不明												
	違反なし			3	18		9				30	5	40.0
第3当事者以下			3	2		2				7		9.3	
計			18	42	1	15	1	1	100.0	75	△12	100.0	
自 転 車 乗 用 中	信号無視				2						2	△4	1.3
	右側通行				2		2				4	△1	2.5
	横断転回禁止違反				8		6				14	6	8.8
	進路変更禁止違反				2		1				3	2	1.9
	追越し違反						1				1	1	0.6
	右折違反						1				1	△2	0.6
	左折違反				1						1	△3	0.6
	優先通行妨害等				3		8				11	△9	6.9
	交差点安全進行義務違反				11		21				32	△5	20.1
	交差点徐行場所違反				9		10				19	10	11.9
	指定場所一時不停止等			1	6		7				14	4	8.8
	自転車の通行方法違反						1				1	△1	0.6
	安全運転 義務違反	安全不確認		1	6		11				18	1	11.3
	その他			3		12				15	3	9.4	
その他				1		3				4	1	2.5	
不明													
違反なし				5		9				14	8	8.8	
第3当事者以下											△3		
同乗中			3			2				5	3	3.1	
計			5	59		95				159	11	100.0	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課



第4-2-4表 違反別当事者数〔高校生〕（平成29年）

単位(人・%)

違反		区分	第一当事者	第二当事者	計	前年対比	構成率	
四	輪	信号無視						
		優先通行妨害等						
		交差点安全進行義務違反						
		ハンドル・ブレーキ操作不適	1		1	1	14.3	
		前方不注意	1		1		14.3	
		その他	3		3	2	42.9	
		不明						
		違反なし		2	2	1	28.6	
		計	5	2	7	4	100.0	
二	輪	信号無視						
		右側通行						
		最高速度違反						
		右左折違反	1		1	△1	10.0	
		優先通行妨害等	1		1	1	10.0	
		交差点安全進行義務違反				△4		
		徐行場所違反		1	1	1	10.0	
		指定場所一時不停止等						
		安全	ハンドル・ブレーキ操作不適				△1	
		運転	前方不注意				△3	
		義務	安全不確認		1	1	1	10.0
		違反	その他	2	1	3	1	30.0
		その他			2	2		20.0
		不明						
違反なし			1	1	1	10.0		
		計	4	6	10	△4	100.0	
自	転	信号無視	5		5	3	4.6	
		右側通行	2	4	6	△2	5.6	
		右折違反				△2		
		優先通行妨害等	6		6	△2	5.6	
		交差点安全進行義務違反		19	19	△20	17.6	
		徐行場所違反	2	3	5	4	4.6	
		指定場所一時不停止等	8	1	9	6	8.3	
		自転車の通行方法違反				△4		
		安全運転義務違反	4	40	44	13	40.7	
		その他	5	1	6	△7	5.6	
		不明						
車	車	違反なし		8	8	△4	7.4	
		計	32	76	108	△15	100.0	
		横断歩道外横断						
		飛び出し						
		その他		4	4	1	26.7	
歩	行者	不明						
		違反なし		11	11	4	73.3	
		計		15	15	5	100.0	

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

(4) 登下校(園)中の発生状況(自動車乗車中を除く)

子ども(中学生以下)の登下校中の傷者数は81人、また、高校生の登下校中の傷者数は80人で、子ども(中学生以下)および高校生とも死者はありませんでした。

状態別でみると、小学生では傷者数15人のうち、全員が歩行中で、中学生では傷者数63人のうち56人(88.9%)、高校生では傷者数80人のうち74人(92.5%)がそれぞれ自転車乗用中となっています。

第4-2-5表 登下校(園)中の交通事故発生状況(平成29年)

単位(人)

校種	歩 行 中				自 転 車 乗 用 中				二 輪 車 乗 用 中			
	死 者		傷 者		死 者		傷 者		死 者		傷 者	
	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
幼 児 ・ 園 児				1			1	1				
小 学 生			4	11								
中 学 生			2	5			33	23				
高 校 生			5	1			36	38				

(資料)滋賀県警察本部交通企画課

## 2. 水難・船舶事故

### (1) 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

毎年、水難・船舶事故とも夏場を中心に発生しています。過去5年間の水難・船舶事故は、305件発生し、このうち少年が関係する事故等が58件で全体の約19%を占めています。

少年が関係した事故等の態様で多いのは、水難は琵琶湖や河川での水遊びや水泳中、船舶事故ではボート練習中の転覆事故や牽引された遊具からの落水事故等です。

第4-2-6表 過去5年間の水難・船舶事故の発生状況

項目	年別	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	事故種別	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶	水難	船舶
事故発生数	発生件数(件)	13	37	10	37	17	43	16	46	15	71
	総数	50		47		60		62		86	
	少年の関係件数(件)	4	7	4	10	7	8	3	6	3	6
	総数	11		14		15		9		9	
	少年の占める割合	22.0%		29.8%		25.0%		14.5%		10.5%	
死者・行方不明者	死者・行方不明者数(人)	5	2	6	2	11	2	9	5	12	2
	総数	7		8		13		14		14	
	少年の数(人)	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0
	総数	0		1		2		1		1	
	少年の占める割合	0.0%		12.5%		15.4%		7.1%		7.1%	
負傷者	負傷者数(人)	2	14	1	16	3	15	2	18	1	25
	総数	16		17		18		20		26	
	少年の数(人)	1	6	1	6	3	4	0	3	0	1
	総数	7		7		7		3		1	
	少年の占める割合	43.8%		41.2%		38.9%		15.0%		3.8%	
無事救助者等	救助者数(人)	8	69	3	68	6	64	5	60	3	133
	総数	77		71		70		65		136	
	少年の数(人)	5	3	2	13	4	4	2	7	2	12
	総数	8		15		8		9		14	
	少年の占める割合	10.4%		21.1%		11.4%		13.8%		10.3%	
被災者合計	全被災者数(人)	15	85	10	86	20	81	16	83	16	160
	総数	100		96		101		99		176	
	少年被災者数(人)	6	9	4	19	9	8	3	10	3	13
	総数	15		23		17		13		16	
	少年の被災率(%)	40.0%	10.6%	40.0%	22.1%	45.0%	9.9%	18.8%	12.0%	18.8%	8.1%
	全少年被災率(%)	15.0%		24.0%		16.8%		13.1%		9.1%	

(資料) 滋賀県警察本部地域課

### (2) 平成29年中の水難・船舶事故の発生状況

平成29年中の水難・船舶事故は86件発生し、このうち少年が関係する水難が3件、船舶事故が6件発生しています。

### 第3節 犯罪や虐待による被害

#### 1. 犯罪被害の状況

平成29年に少年が被害者となった刑法犯の認知件数は1,275件で、前年に比べて163件減少しました。

包括罪種別では、窃盗犯被害が1,058件と前年に比べ160件減少しており、中でも乗り物盗は868件で153件と大幅に減少しています。

また、凶悪犯被害は6件で前年に比べ2件減少、粗暴犯も94件で8件の減、知能犯は22件で2件の増、風俗犯は38件で3件の減、その他の刑法犯は57件で8件の増となりました。

年齢別では、13～19歳の被害が1,177件と被害少年総数の92.3%を占めています。

第4-3-1表 少年の刑法犯被害認知件数（平成28年、29年）

	平成28年				平成29年				前年比 (被害少年)
	被害少年 総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	被害少年 総数	0～5歳 (うち女)	6～12歳 (うち女)	13～19歳 (うち女)	
刑法犯認知件数	1,438	4 (2)	104 (44)	1,330 (456)	1,275	4 (2)	94 (35)	1,177 (393)	-163
凶悪犯	8		3 (2)	5 (4)	6	1 (1)		5 (5)	-2
殺人	2		2 (1)		1	1 (1)			-1
強盗	1			1					-1
放火									
強姦等	5		1 (1)	4 (4)	5			5 (5)	
粗暴犯	102	3 (1)	9 (4)	90 (29)	94	3 (1)	11 (3)	80 (20)	-8
凶器準備集合									
暴行	43	1	7 (4)	35 (10)	44		6 (3)	38 (10)	1
傷害	49	2 (1)	2	45 (16)	38	3 (1)	4	31 (7)	-11
脅迫	4			4 (3)	5			5 (3)	1
恐喝	6			6	7		1	6	1
窃盗犯	1,218		76 (24)	1,142 (372)	1,058		74 (24)	984 (305)	-160
侵入盗	5			5 (1)	9			9 (4)	4
乗り物盗	1,021		61 (21)	960 (299)	868		56 (19)	812 (236)	-153
非侵入盗	192		15 (3)	177 (72)	181		18 (5)	163 (65)	-11
知能犯	20			20 (9)	22			22 (14)	2
風俗犯	41	1 (1)	13 (12)	27 (25)	38		7 (7)	31 (30)	-3
(うち)強制わいせつ	41	1 (1)	13 (12)	27 (25)	38		7 (7)	31 (30)	-3
その他	49		3 (2)	46 (17)	57		2 (1)	55 (19)	8

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第4-3-2表 福祉を害された少年の数（平成29年）

違反法令		単位(人)															
		被害者		学齢に達しない者		小学生		中学生		高校生		大学生等		有職少年		無職少年	
		被害者 総数	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)	(うち女)		
総数		37	26			1	1	14	10	19	13			2	1	1	1
風営適正化法		6								6							
風俗営業の接待業務																	
飲食店営業の酒類提供		6								6							
風俗営業の酒類等提供																	
児童福祉法		2	2					1	1					1	1		
淫行させる行為		2	2					1	1					1	1		
児童買春・児童ポルノ禁止法		14	14			1	1	4	4	9	9						
児童買春																	
姿態をとらせる方法による製造		11	11			1	1	3	3	7	7						
特定少数に対する提供		1	1							1	1						
盗撮製造		1	1							1	1						
労働基準法																	
年少者に関する深夜業																	
覚せい剤取締法		1	1													1	1
譲渡		1	1													1	1
使用																	
出会い系サイト規制法																	
児童に対する性交等誘引																	
青少年健全育成条例		13	9					8	5	4	4			1			
未成年者喫煙禁止法		1						1									
その他																	

(備考) 被害少年数は実数

(資料) 滋賀県警察本部少年課

## 2. 児童虐待の状況

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害するもので、その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合には、命を奪います。また、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。

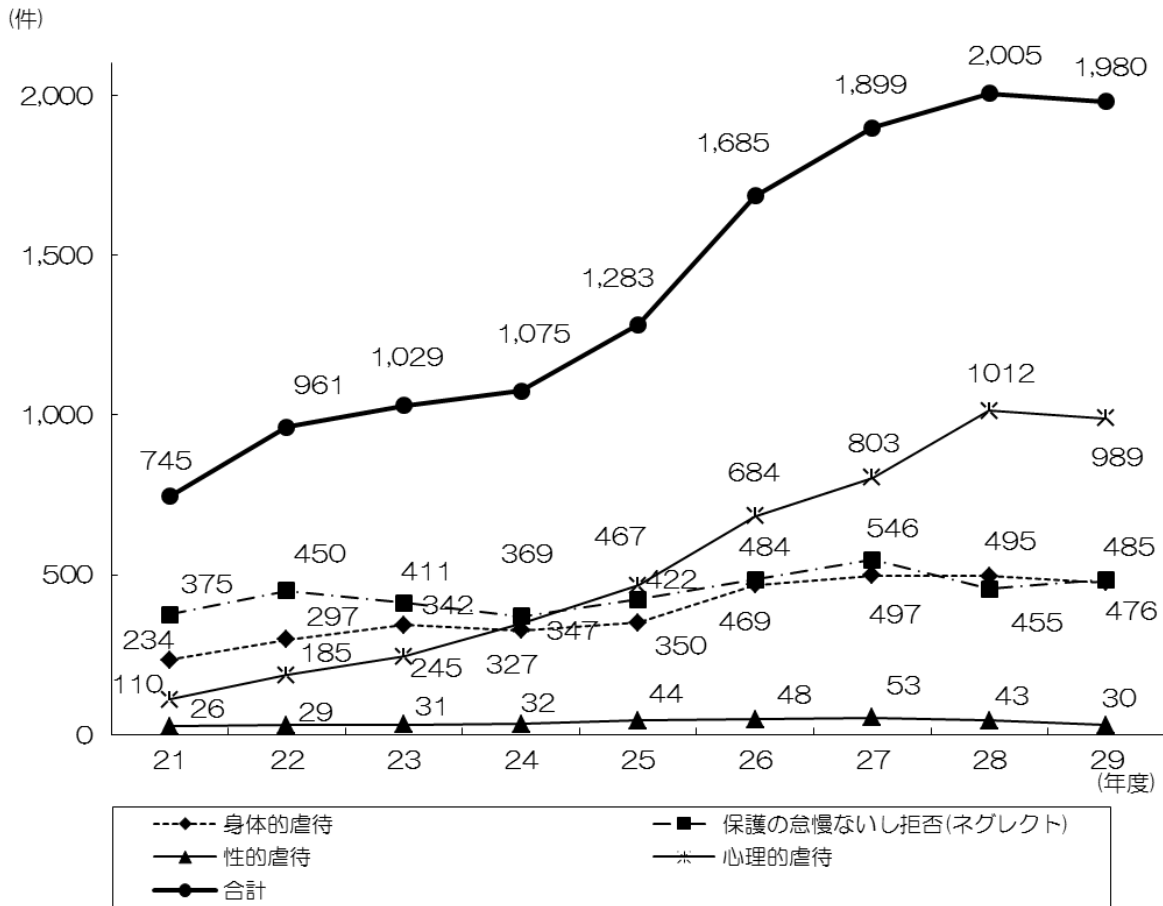
本県の児童虐待相談件数は年々増えつづけ、平成29年度は6,392件で、死亡事例など深刻な虐待事例も発生しています。さらに、児童福祉法等の改正により、市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が規定されるなど、社会的養護を必要とする子どもが支援を受けられる相談体制や社会資源の充実がより一層求められています。

このような中、平成27年3月に滋賀県児童虐待防止計画を全面改定し、市町、関係機関、県民との連携のもと、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行っています。

《県内の相談件数》

市町6,378件 + 子ども家庭相談センター1,980件 - 1,966件（重複分） = 6,392件

第4-3-3図 子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数の推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第4-3-4表 児童虐待に関する検挙状況 (平成28年、29年)

単位 (件)

区分	平成28年	平成29年	増減
身体的虐待	4	8	4
殺人	1		-1
殺人未遂			
傷害	3	6	3
傷害致死		1	
逮捕監禁			
暴行		1	1
怠慢又は拒否		1	1
保護者遺棄			
保護者遺棄致死		1	1
性的虐待	2		-2
強制性交等	2		-2
強制わいせつ			
児童福祉法違反			
青少年育成条例			
心理的虐待		1	1
合計	6	10	4

(資料) 滋賀県警察本部少年課

### 3. 子ども110番の家設置状況

「子ども 110 番の家」とは、子どもが「声かけ、痴漢、つきまといなどの被害に遭った」、または、「遭いそうになった」と助けを求めてきたときに、その子どもを安全に保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

各地域では、一般家庭をはじめとする多くの県民、事業者の皆さんの御協力により、「子ども 110 番の家（店・車）」の設置促進と活動充実が図られています。

子ども 110 番の家（店・車）設置状況（平成 30 年 3 月末現在）

◎「子ども 110 番の家（店）」として把握している一般住宅、店舗等…………… 18,677 箇所

◎「子ども 110 番の車」として把握をしている四輪車、二輪車等 …… 1,047 台